



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 テクニカル電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 嶋 田 浩 司
(JASDAQ コード・6716)
問合せ先 管理本部 本部長 広瀬 薫
電話番号 03 - 3762 - 5151

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 7 7 期定時株主総会（以下、「本株主総会」）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単価である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株主数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	8, 038, 100株
併合により減少する株式	7, 234, 290株
併合後の発行株式数	803, 810株

（注）「株式併合により減少する株式」および「併合後の発行済株式数」は、併合前の発行済株式数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、株主様をご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式変更により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

区分	株主数（割合）	所有株式数（割合）
株主数	716名	8, 038, 100株
10株未満	91名	105株
10株以上	625名	8, 037, 995株

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様91名（所有株式数の合計105株）は、株主としての地位を失うこととなります。「単元未満株式の買い取り」の手続きをご利用頂くことも可能ですので、お取引の証券会社または5ページに記載の当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に記載のとおり、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、株式併合を行い、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を1,620万株から162万株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,620万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> と する。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>162万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とす る。

(3) 変更の条件

本株主総会において、本定款の一部変更に関する議案および上記「2. 株主併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

- ① 平成 29 年 5 月 26 日 取締役会決議日
- ② 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) 提示株主総会決議日
- ③ 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) 単元株式数の変更の効力発生日
- ④ 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) 株式併合の効力発生日
- ⑤ 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) 定款の一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更と株式併合に関する Q & A

【ご参考】 単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では、平成 29 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から、100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的はなんですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定いたしました。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することにいたしました。

また、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするため、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合をおこなうことといたしました。

Q 4. 株式併合によって所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主併合後の株主様ご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権個数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。当社では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式	議決権数	所有株式	議決権数	端数株式
例 1	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例 4	9 株	なし	なし	なし	0.9 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例 3、4 のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りの制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。また、効力発生前の所有株式が 10 株未満の場合（上記の例 4 のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は 10 分の 1 となりますが、1 株当たりの資産価値は 10 倍となるからです。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の 10 倍となります。

Q 6. 受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、株式併合の割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由として、株主様の受け取り配当金の総額に影響が生じることはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きはございません。

なお、上記Q 5に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主さまに対し、その代金を端数の割合に応じてお支払させていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主さまは、株主としての地位を失うこととなります。

Q 9. 具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日 定時株主総会日

平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日 株式併合と単元株式数変更の効力発生日

平成 29 年 11 月中旬 株式割当通知の発送

平成 29 年 12 月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

【※お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

＜当社の株式名簿管理人＞

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社

同連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 平日 9:00～17:00（土日祝日を除く）